



『季節の宅配便』

種苗法ってなんだろう？



しゅびょうほう

みなさん、**種苗法**を知っていますか？ **種苗法**は植物の新品種を守るための法律です。たとえば、**種苗法**で登録された品種を勝手に増やして、ほかの人に販売したりすることができないんです。わかりやすく解説します。

Q. 新品種を品種登録したら、いったいどうなるの!?

- A. 新品種を育成した人(育成者)以外の人(いくせいしゃ)がその品種の種子や苗を増やして、販売する場合には、育成者の許可が必要です。
購入した種子や苗から収穫した花や果実を販売することは自由です。

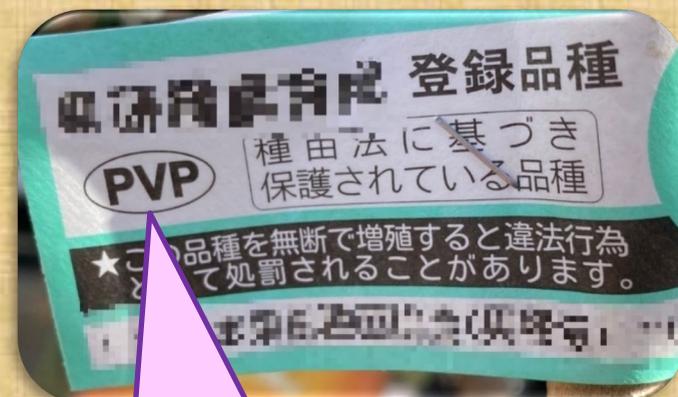
Q. どういう条件を満たしたら、品種登録できるの!?

- A. 農林水産省に申請すると、花の色や果実の形といった性質についての調査が行われ、名前が適切かなど、いくつかの調査すべてに合格できれば晴れて新品種と認められます。

Q. 品種登録された品種は、どうすれば知ることができるの!?

- A. 農林水産省の「品種登録ホームページ」で知ることができます。

ホームセンターや苗木屋で売っている種子が入った袋、果物や花の苗木に「PVP」マークがついているのは“登録品種のあかし”なんです！



ホームセンターなどで売っている苗木に貼り付けられた「PVP」マーク